

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

九

公 告

○道路の区域を変更する件
○道路の供用を開始する件

九 九

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

九

正 誤

○平成二十二年二月九日付け定例第二千五百五十四号中

九

規 則

福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第四号

福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十一年福島県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四条第二項中「条例第五条第一号に掲げるものは第一号又は第二号に掲げる書類を、同条第二号に掲げるものは第三号に掲げるものを、一次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改め、同項第三号を削る。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校又は中等教育

学校を卒業した者又は受けようとする入学検定の日の属する年度の三月末日までにこれらの学校を卒業する見込みである者 在学校若しくは最終学校の作成に係る調査書又は最終学校の卒業証書及び成績証明書

二 前号に掲げる者と同等以上の学力を有する者と知事が認めた者 当該者であることを証明し、又は判定するに足りる書類

第五条中「に係る学生については、」を「(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十三条第一項に規定する職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者(以下単に「求職者」という。)を対象とする訓練科に係るものを除く。)の学生にあつては」に、「選考」を「求職者を対象とする訓練科に係る普通課程の学生にあつては人物考査により選考」に改める。

別表第一の改正規定中

福島県立テクノアカデミー郡山		福島県立テクノアカデミー郡山 職業能力開発短期大学校	福島県立テクノアカデミー郡山 職業能力開発短期大学校	普通課程	精密機械工 組込技術工 建築科
----------------	--	-------------------------------	-------------------------------	------	-----------------------

学科	二〇人
学科	三〇人
学科	二〇人

を

福島県立テクノアカデミー郡山		福島県立テクノアカデミー郡山 職業能力開発短期大学校	福島県立テクノアカデミー郡山 職業能力開発短期大学校	普通課程	精密機械 組込技 建築科 介護福 科
----------------	--	-------------------------------	-------------------------------	------	--------------------------------

に改める。

械工学科	二〇人
術工学科	三〇人
	二〇人

社士養成 三〇人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(産業人材育成課)

告 示

福島県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十二年二月十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道下松本鏡石停車場線	岩瀬郡天栄村大字飯豊字十郎右工門一八番一 地先から 同 郡同 村大字飯豊字十郎右工門一九番一 地先まで	変更前	七・八	一五・〇
		変更後	八・六 九・八	一五・〇

(道路計画課)

福島県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十二年二月十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
県道下松本鏡石停車場線	岩瀬郡天栄村大字飯豊字十郎右工門一八番	平成二十二年二月

車場線

一 地先から
同 郡同 村大字飯豊字十郎右工門一九番
一 地先まで

一六日

(道路計画課)

公 告

公告第六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。平成二十二年二月十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年一月二十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人福島県就労支援事業者機構
- 三 代表者の氏名
和知 繁蔵
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市狐塚十七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、犯罪者や非行少年（更正保護事業法第二条第二項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更正するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等に対して、その就労支援に関する事業を行い、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

正 誤

ページ	段 行	正	誤
七〇	下	一三	九 : 30a.m.
			一三 : 30p.m.

○平成二十二年二月九日付け定例第二千五百五十四号中

七〇 下 一三 九 : 30a.m.

一三 : 30p.m.

